(iv) 戦争及び国内争乱
第六十六条の規定によりこの条約が適用される投資受入国の領域内における軍事活動又は国内争乱
(b) さらに、理事会は、特別多数による議決で、(a)に規定する危険以外の特定の非商業的危険をこの条の対象とする危険に含めることができる。ただし、通貨価値の切下げ又は下落の危険については、この限りでない。
(c) 次の損失は、対象とはならない。
(i) 投資受入国政府の作為又は不作為であつて、被保証人が同意し、又は責任を有するものから生ずる損失
(ii) 保証契約の締結前に生じた投資受入国政府の作為又は不作為その他の事由から生ずる損失

2

第十二条を次のように改める。

第十二条　対象となる投資

(a) 対象となる投資には、持分の取得（当該持分の取得の対象となつた企業の持分の保有者が実行し、又は保証する中期又は長期の貸付けを含む。）及び理事会が決定する形態の直接投資を含む。
(b) (a)の貸付け以外の貸付けについては、次のいずれかの場合に投資の対象とすることができる。
(i) 他の形態の直接投資が行われている特定の投資若しくは事業に融資を行う場合又はこのような投資若しくは事業に関連する場合。これらの場合において、当該投資又は事業が機関によつて保証されたものであるか否かを問わず、また、当該他の形態の直接投資が行われた時期のいかんを問わない。
(ii) 理事会が特別多数による議決で承認する場合
理事会は、特別多数による議決で、その他の中期又は長期の形態の投資を対象とすることができる。
(c) 保証は、一般に、機関が保証の申請を登録した後に実施される当該申請に係る投資及び投資者が機関から保証を得る意思を有するとの他の十分な証拠を機関が受領した後に実施される投資に限つて行う。この投資には、次のものを含む。
(i) 既存の投資の近代化、拡張及び発展のために行う外国為替による送金。この場合には、当初の投資及び追加的な投資は、いずれも保証の対象となるものと認められる。
(ii) 既存の投資から生ずる利益で投資受入国の国外に送金することができるものの使用
(iii) 新たに対象となる投資者による既存の投資の取得
(iv) 対象となる投資者が既存の投資及び新規投資の全体について保険の対象とすることを求めている場合の当該既存の投資
(v) 基礎となる事業の改善若しくは拡充が行われる場合又は投資者が事業についての中期若しくは長期の関与を約束する場合において、当該事業が投資受入国における開発についての高い影響を引き続き有することを機関が認めるときは、対象となる投資者が所有する既存の投資
(vi) 理事会が特別多数による議決で承認する他の投資
(d) 機関は、投資を保証するに当たり、次の事項を確認する。
(i) 投資が経済的な健全性を有し、及び投資受入国の開発に寄与するものであること。
(ii) 投資が投資受入国の法令に従うものであること。
(iii) 投資が投資受入国の表明する開発目的及び優先度に適合するものであること。
(iv) 投資受入国の投資環境（投資が公正かつ衡平な待遇及び法的保護を受けることができることを含む。）

○文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省　告示第一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第一項の規定に基づき、オガサワラオオコウモリに関する保護増殖事業計画を定めたので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。本保護増殖事業計画は、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省及び東京都庁に備え付けて供覧する。

平成二十二年十一月十一日

文部科学大臣　髙木　義明
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

オガサワラオオコウモリに関する保護増殖事業計画

第一　事業の目標

本事業は、本種の生息状況等の把握及びモニタリングを継続しつつ、本種の生息を圧迫する要因の軽減及び除去並びに生息に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、農業等人間活動との両立、本種の保全の必要性等の普及啓発、適正な観光利用の推進等により、本種と人の共生する社会づくりを進め、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

第二　事業の区域

東京都小笠原諸島

第三　事業の内容

一　生息状況等の把握

本事業を適切かつ効果的に実施するため、必要に応じて、次の調査等を実施し、当該調査等の結果、生息状況等に憂慮すべき変化を把握した場合には、原因解明のための調査を実施する等、本種の保全に資する対策を講ずる。

(一) 生物学的特性の把握

本種の保全策を適切に講ずるため、本種の自然条件下における生活史、食性、個体の移動分散、行動圏、繁殖生態、個体群動態等に関する調査を実施し、生態等生物学的特性の把握に努める。

また、傷病個体、調査のために捕獲される個体等について、可能な場合には、病理及び寄生虫検査を実施し、伝染性疾病の侵入及び流行を監視するとともに、遺伝情報を解析することにより、小笠原群島及び火山列島（北硫黄島、硫黄島及び南硫黄島）の個体群間の遺伝的交流の有無、各個体群内の遺伝的多様性等を明らかにする等、本種の保全のための基礎情報を得るものとする。

(二) 生息状況の調査及びモニタリング

本種の父島及び母島における生息個体数、生息域等の生息状況について調査し、重要な生息地を把握するとともに、その動向について定期的なモニタリングを行う。

なお、小笠原群島内の父島及び母島以外の島しょにおいては、これまで本種の生息は確認されていないが、食痕等による利用状況等の調査の実施及び目撃等の情報収集に努める。火山列島においては、生息状況の調査等により、個体群の状況を把握するよう努める。

(三) 生息環境の調査及びモニタリング

生息地及びその周辺における植生、地形、気象等の生息環境の調査を行い、本種の生息に必要な条件の解明を行うとともに、その変化について定期的なモニタリングを行う。

(四) 個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握

個体群を維持する観点にも留意し、(一)から(三)までの調査等の結果を分析し、個体群の維持に影響を及ぼす要因について把握する。

二　生息地における生息環境の維持及び改善

本種が自然状態で安定的に存続するためには、集団ねぐら、採餌地等、本種の生息に不可欠な場を良好な状態に保つことが重要であるため、一の調査等により得られた知見を十分に踏まえた上で対応策を検討し、本種の生息に適した環境の維持及び改善のために、必要に応じて、次の取組を行う。

なお、本種の生息地における土地利用、開発等の実施に際しては、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮がなされるよう努める。

(一) 在来の森林植生の再生等による餌資源の確保

本種の本来の餌資源となるタコノキ、コブガシ等の在来植物が、アカギ等の外来植物の侵入により減少していること、また、現在では餌資源を農作物に大きく依存し、本種による農作物被害が発生している状況にあることから、外来植物駆除等を通じた在来植生の再生により、本種の本来の餌資源の確保に努める。

また、必要に応じて在来植物の植栽を検討する。

さらに、農作物被害防除の推進や外来植物駆除等による環境変化によって餌不足を生じさせないよう、必要に応じて餌場の設置等を検討する。

(二) 集団ねぐらの保全

本種は、冬季に集団ねぐらを形成することから、集団ねぐら及びその周辺の環境保全に努める。

(三) 外来動物による影響の軽減

捕食、餌資源の競合等、イエネコ由来の野生化したネコ（以下「ノネコ」という。）、ネズミ類その他の外来動物が本種の生息に及ぼす影響を把握し、防除方法の検討及び防除の実施を行う。特にノネコについては、集団ねぐら及びその周辺への侵入状況を把握する。

(四) 重要な生息地の巡視等

本種の餌資源となる樹種が豊富に存在する森林、集団ねぐら及びその周辺等重要な生息地について、本種の生息環境の保全を図るため、巡視及び看板の整備を行う。